

＼ ご存知ですか？ ／

非常  
消防  
設備  
電源  
備源

負荷運転

または

内部観察

が**必要**です



停電時の  
火災に備えて

運転性能を  
毎年確認

消防設備  
としての点検が  
必要です

### 非常電源(自家発電設備)の点検

消防設備の非常電源(自家発電設備)は、年2回の点検(機器点検/総合点検)が義務付けられています。総合点検時には、『負荷運転』または『内部観察等』を行い運転性能の確認をする必要があります。

火災による停電時にもスプリンクラー設備や屋内消火栓など消防設備が機能するように非常電源(自家発電設備)の機能を維持するために必要な点検です。

東京消防庁 発電設備点検 

非常電源点検の  
詳しい内容は  
こちらから！



東京消防庁

Q すべての非常電源(自家発電設備)で負荷運転(または内部観察等)が必要な?

『消防設備の非常電源』として設置している自家発電設備が点検対象です。

消防法による消防設備点検において非常電源(自家発電設備)の負荷運転(または内部観察等)が義務付けられています。

ただし、ガスタービンを用いる自家発電設備の負荷運転は不要です。

非常電源の種類	電源を供給する主な設備	点検の根拠法令	負荷運転または内部観察等
消防設備の非常電源	スプリンクラー設備、屋内消火栓	電気事業法／消防法	必要
建築設備の非常電源	非常用エレベーター、非常用照明	電気事業法／建築基準法	不要
保安用の非常電源	医療設備、コンピューター、一般電源	電気事業法	不要

Q 負荷運転ってなに?

疑似負荷装置や実負荷等により、非常運転時に必要な運転性能があるか確認する点検です。

Q 内部観察等とは?

自家発電設備内部の未燃燃料や燃焼残渣物の異常な堆積の有無を目視点検し、潤滑油の成分分析などを行います。

Q 負荷運転(または内部観察等)はどれくらいの周期で実施する必要があるの?

『1年に1回』、消防設備の総合点検時に実施する必要があります。

ただし、『運転性能の維持に係る予防的な保全策』を講じている場合には、『6年に1回』となります。

Q 『運転性能の維持に係る予防的な保全策』ってどんなことするの?

不具合を予防する保全策として、次のような確認・交換等を行うことをいいます。

- 運転性能の維持に重要な附属装置の1年ごとの確認
- 潤滑油やフィルターなど指定された部品を製造者が設定する推奨交換期間等以内に交換

Q 非常電源(自家発電設備)の点検についてもっと詳しく知りたい!

消防法令を所管する総務省消防庁のホームページでも詳しく案内されていますので参考にしてください。

総務省消防庁  
ホームページ  
はこちらから



不適切な情報にご注意ください!

非常電源(自家発電設備)の負荷運転に関して「不適切な情報」を発信して営業活動を行っている事業者が見受けられます。

点検を依頼する際には、ご注意ください。

総務省消防庁  
の注意喚起  
リーフレットを  
ご確認ください

